

令和8年度総務省行政事業レビュー行動計画

1. 基本的な考え方

行政事業レビュー(以下「レビュー」という。)は、エビデンス(根拠)に基づく政策立案(以下「EBPM」という。)の推進が、政策の精度を向上させ、自らの政策立案(policy making)に資することを踏まえ、各府省自らが、自律的に、原則全ての事業について、行政事業レビューシート(以下「レビューシート」という。)の作成等を通じ、EBPMの手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算が最終的にどこに渡り(支出先)、何に使われたか(使途)といった実態を把握し、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組であり、これにより、事業の効果的、効率的な執行を図る。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し(以下「造成」という。)された基金(以下「基金」という。)については、適正かつ効果的、効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省庁自らが執行状況等を継続的に把握し、基金を用いて行う事業(以下「基金事業」という。)の進捗や効果等について厳格に検証を行い、執行の改善につなげるとともに、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを実践していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施するものである。

こうした取組を通じ、EBPMの手法等を活用して政策の実効性を検証し、国民生活の下支えや経済成長に資すると期待される政策は大胆に重点化する一方、効果が乏しい場合には見直すとの方針の下、租税特別措置・補助金見直し担当室(以下「見直し担当室」という。)の取組とも連携し、無駄のない、質の高い行政の実現を図るとともに、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たす。

以上を踏まえ、総務省においては、「今後の行政事業レビューの実施等について」(平成25年4月2日行政改革推進会議取りまとめ)等に定める手続によりレビューに係る取組を進めるほか、本行動計画によって定める取組体制及びスケジュール等により、令和8年度のレビューを実施する。

なお、実施にあつては、総務省における政策評価に当たり、行政事業レビューシート等の資料を活用し又は政策評価書として代替することができる(総務省政策評価基本計画(令和5年総務省訓令第16号))とされるなど、レビューと政策評価との連携の強

化及び効率的な実施が重要であることを念頭に置いて、進めることとする。

おって、レビューシートシステムの機能を最大限に活用し、レビューシート作成に当たっ
ての負荷軽減を図るとともに、正確なレビューシートの作成に当たることとする。

2. レビューの取組体制

(1) 総務省行政事業レビュー推進チーム

- ① 総務省におけるレビューを実施するため、総務省行政事業レビュー推進チーム
(以下「チーム」という。別添。)を置く。

統括責任者:大臣官房長

副統括責任者:大臣官房政策立案総括審議官、大臣官房会計課長及び大臣官房
政策評価広報課長

メンバー:各局総務課長等

その他、チームが必要と認めたときは、上記以外の者を参画させることができる。

- ② チームの下に事務局を置き、チームの運営に関する事務を担当させる。
- ③ 事務局長は、大臣官房長とし、事務を総括整理する。事務局次長は、大臣官房
政策立案総括審議官、大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長とし、事
務を整理する。

(2) チームの取組

チームは、レビュー等の的確な取組を図るべく、見直し担当室やEBPM推進委員
会との連携の下、以下の取組を行うものとする。それぞれの取組に関する具体的な
取組の内容等については別紙1のとおりとする。

【事業の点検等】

- ① 事業所管部局によるレビューシート及びセグメントシート(以下レビューシート等)
という。)の適切な作成並びにアウトカムの設定等、EBPMに係る観点に基づく入
力内容の指導かつ助言を含むレビューシート等の品質管理並びに厳格な自己点
検の指導
- ② 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- ③ 外部有識者による公開の場での点検(以下「公開プロセス」という。)の対象とな
る事業の選定及び点検結果の聴取
- ④ ①、②及び③を踏まえた事業の厳格な点検(サマーレビュー)及び点検結果(所
見)の取りまとめ
- ⑤ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- ⑥ 総務省全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ

- ⑦ 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導
- ⑧ 優良事業改善事例の選定、表彰及び普及
- ⑨ 職員の資質向上に係る取組

【基金の点検等】

- ⑩ 基金事業所管部局による、基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導及びそれを通じた基金シートの品質管理
 - ・基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金事業の正確な現況把握等
 - ・基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表
 - ・基金事業の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備
- ⑪ 外部有識者の点検を受ける基金事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- ⑫ ⑩及び⑪を踏まえた基金事業の厳格な点検及び点検結果(所見)の取りまとめ
- ⑬ チーム所見を踏まえた基金事業の改善状況の点検
- ⑭ 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

3. 取組の進め方

本行動計画に定めるもののほか、「行政事業レビュー実施要領」(平成25年4月2日行政改革推進会議策定、令和8年3月31日改正)(以下「実施要領」という。)等によるものとする。

4. スケジュール

別紙2のとおりとする。

令和8年度総務省行政事業レビュー行動計画に係る取組に関する具体的な内容と担当者は、次のとおりとする。

【事業の点検等】

(1) 事業所管部局によるレビューシート等の適切な作成及びアウトカムの設定等、EBPMに係る観点に基づく入力内容の指導かつ助言を含むレビューシート等の品質管理並びに厳格な自己点検の指導

- ・ 事務局は、実施要領等に基づきレビューシート等の作成等の指示を事業所管部局に対し行う際、内閣官房行政改革・効率化推進事務局から示された行政事業レビューシート作成要領に沿って適切に入力するよう指導する。
また、レビューシート等の品質管理として、事務局は事業所管部局に対し、必要に応じ、EBPMに係る観点に基づく入力内容の指導、助言のほか、EBPMの考え方への理解を深めるため、参考資料等の情報提供を行う。

(2) 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

- ・ 事務局は、実施要領に基づき点検対象事業を選定し、外部有識者への点検を求める。

(3) 公開プロセスの対象となる事業の選定及び点検結果の聴取

- ・ 事務局は、(2)の外部有識者による点検の対象事業のうち、実施要領を踏まえ、公開プロセスの対象事業の選定及び点検結果の聴取を行う。

(4) (1)から(3)を踏まえた事業の厳格な点検(サマーレビュー)及び点検結果(所見)の取りまとめ

- ・ 上記(1)から(3)までのプロセスを経て作成されたレビューシート等については、別途設置する官房会計課及び官房政策評価広報課の職員で構成するワーキンググループにおいて、実施要領に基づき厳しく点検し、その結果を「チーム所見」欄へ入力する。

(5) チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

- ・ 上記(4)までのプロセスを経て「チーム所見」欄に必要事項を入力したレビューシート等については、事業所管部局へ送付し、「所見を踏まえた改善点／概算要求における反映

状況」欄への入力を指示する。

(6) 総務省全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ

・上記(5)までの手続を行い、事務局は、総務省全体の概算要求への反映状況を確認し、取りまとめの上チームに報告し、レビューシート等の公表に合わせて公表する。

(7) 行政改革推進会議による検証結果の今後の予算編成等への反映に係る指導

・事務局は、行政改革推進会議による検証結果について、概算要求等に適切に反映するよう事業所管部局を指導する。

(8) 優良事業改善事例の選定、表彰及び普及

・事務局は、事業所管部局による自主的な事業改善のうち、優れた取組を優良事業改善事例として選定し、総務省内に普及させるとともに、ホームページにおいて公表する。

(9) 職員の資質向上に係る取組

・事務局は、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して、職員に対して指導を行う。

【基金の点検等】

(10) 基金事業所管部局による基金の適切な管理を確保するための取組に関する指導及びそれを通じた基金シートの品質管理

・事務局は、実施要領に基づき基金シートの作成等の指示を基金事業所管部局に対し行う際、基金の必要性や成果目標等について適切に入力するよう指導する。

(11) 外部有識者の点検を受ける基金事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

・事務局は、実施要領に基づき、原則全ての基金事業について、外部有識者への点検を求める。

(12) (10)及び(11)を踏まえた基金及び基金事業の厳格な点検及び点検結果(所見)の取りまとめ

上記(10)及び(11)のプロセスを経て作成された基金シートについては、(4)のワーキンググループにおいて、実施要領に基づき厳しく点検し、その結果を「チーム所見」欄へ入力する。点検に当たっては、次の項目について、重点的に点検を行う。

【基金方式の必要性】

- ① 各年度の所要額がおおむね予測可能なものについては、基金によらない通常の予算措置によるものとする。個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の3類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないかについて真摯に検討する。

- ・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ・事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業

【予算措置】

- ② 基金への予算措置は最大でも3年程度とし、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する。

【具体的な成果目標、成果の達成状況の検証】

- ③ 短期(3年程度)のものも含めて、当該事業の事業目的にかなった定量的な成果目標や短期・中長期の成果目標を達成するためのロジックモデル(効果発現経路)を基金シート等において明らかにする。
- ④ 事業効果を円滑・効率的に検証するためのデータ収集・分析の体制が構築されているかについて点検する。
- ⑤ 事業目的達成に向けて、効果的、効率的に基金事業が実施されているかについて厳格に検証を行う。

【終了予定時期】

- ⑥ 終了予定時期については、設置から10年以内を原則として中長期の成果目標を踏まえたものとなっているか点検する。その後の対応については成果の検証を踏まえたものにする。

【事業見込み・保有規模】

- ⑦ 終了予定時期に照らし、足元の執行状況等を踏まえた合理的な事業見込みを算定し、保有資金規模が適正なものとなるよう点検する。基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合(以下「保有割合」という。)の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないよう、過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。
- ⑧ 「保有割合」が「1」を上回る場合は、その上回る部分を残置する必要性について、基金事業の性格に照らし、合理的・具体的なものとなっているか厳格に点検する。
- ⑨ 将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業を行っている場合は、当該事業で備えるべき損失の範囲(対象とする期間や経費の内容等)を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。
- ⑩ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業については、廃止できないか検討する。
- ⑪ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

【事業費の支出がない基金事業】

- ⑫ 支出が管理費のみとなっている基金事業については廃止を検討する。
- ⑬ 将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業を行っているものについて、3年連続して事業費の支出がない基金事業は、事業を終了し、国庫へ返納することを検討する。
- ⑭ 事業が終了し、管理費のみの支出となる基金は廃止することを原則とする。

【資金の管理・運用】

- ⑮ 基金の造成法人等が行う資金の管理・運用は、元本が回収できる可能性が高かつなるべく高い運用益が得られる方法とし、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)や独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第47条の内容を踏まえたものとする。

(13) チーム所見を踏まえた基金事業の改善状況の点検

・事務局は、「チーム所見」欄に必要事項を入力した基金シートを基金所管部局へ送付し、「所見を踏まえた改善点」欄への入力を指示する。

(14) 「官民ファンド等の出資状況表」の適切な作成・公表

- ・事務局は、官民ファンド等の出資状況表を作成し、9月中旬までに公表をする。

令和8年度総務省行政事業レビュー想定スケジュール

実施時期		実施内容
4月	中旬	・令和8年度総務省行政事業レビュー行動計画の公表
5月	～ 下旬	・事業単位の整理 ・公開プロセス対象事業の選定(政務の了承)
6月	中旬	・公開プロセス事前勉強会の実施
6月	下旬	・公開プロセスの実施
7月	～	・外部有識者によるレビューシート(特定事業に限る。)及び基金シート(原則全ての事業)の点検
8月	中旬	・チームによるレビューシートの点検(サマーレビュー)、概算要求への反映
	下旬	・令和9年度予算概算要求の提出
9月	初旬	・レビューシートの公表 ・概算要求への反映状況の公表
	中旬	・基金シートの公表
10月～		・行政改革推進会議による「秋のレビュー」の開催 など

総務省行政事業レビュー推進チーム

統括責任者 :大臣官房長

副統括責任者:大臣官房政策立案総括審議官

大臣官房会計課長

大臣官房政策評価広報課長

メンバー :大臣官房秘書課長

大臣官房総務課長

大臣官房企画課長

行政管理局企画調整課長

行政評価局総務課長

自治行政局行政課長

自治財政局財政課長

自治税務局企画課長

国際戦略局参事官

情報流通行政局総務課長

総合通信基盤局総務課長

統計局総務課長

政策統括官(統計制度担当)統計企画管理官

政策統括官(恩給担当)恩給管理官

サイバーセキュリティ統括官付参事官(総括担当)

消防庁総務課長

公害等調整委員会事務局総務課長

(事務局)

事務局長 :大臣官房長

事務局次長 :大臣官房政策立案総括審議官

大臣官房会計課長

大臣官房政策評価広報課長